

# ✂️ 訪問理美容 ✂️ 利用助成事業のご案内

## ● 内容

ご自宅への訪問理美容サービスを希望する、主に寝たきりの高齢者の方への出張費用を助成します。

## ● 対象者

- ①主に寝たきりで、介護保険の要介護認定で**要介護4**または**要介護5**と認定された方
- ②高齢者のみの世帯、またはそれ準じる世帯で、心身の障害等の理由により、理容店や美容院に行くことができない高齢者の方  
※②については、地域包括支援センターの相談員がご自宅に訪問調査させていただきます。

## ● 助成額

調髪料、カット代等	：全額自己負担
出張料（1回につき1,000円）	：利用券により市が助成

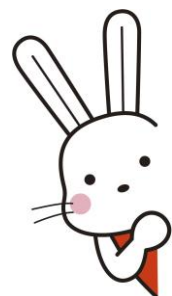
## ● 申請から実施までの流れ

- ① 申請書の提出  
長寿福祉課、各支所、最寄りの地域包括支援センターに備え付けの「在宅高齢者等支援事業申請書」へご記入のうえお申し込みください。申請書類を長寿福祉課で審査します。
- ② 助成決定となった方へ利用券を送付  
1人あたり年に**利用券4枚**（1枚1,000円）を上限に交付します。

<新規申請の場合、交付決定月により交付枚数が異なります>

利用券の交付決定月	利用券交付枚数
4月 ~ 6月	4枚
7月 ~ 9月	3枚
10月 ~ 12月	2枚
1月 ~ 3月	1枚

続きは裏面を  
ご覧ください



翌年度からは更新申請により、**利用券**を交付いたします。

③ 理美容業者への申込み

利用者や家族などの申請者が、市が指定した理容店や美容院へ直接お申し込みし、利用日時等を調整してください。

※市が指定した理容店や美容院のみが助成該当となります。

詳細は利用券交付時にお知らせします。

その他の店を希望される場合は、長寿福祉課までご相談ください。

④ 料金の支払い

- 当日は「調髪料、カット代のみ」をお支払いください。
- 出張助成費は、後日市から業者あてに直接支払います。

⑤ 訪問理美容の実施

- 寝たきりや認知症の方には、必ず付き添い（介助者）を付けてください。
- 訪問理美容に関しての、具体的実施方法などは利用者と理容店、美容院とでご相談ください。

\*お問い合わせ\*

福島市五老内町3番1号

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 525-7657

または、最寄りの地域包括支援センターまでご相談ください。